

荷送人による貨物の海洋環境有害性に関する宣言義務化等について

国土交通省 総合政策局 海洋政策課

平成 30 年 3 月 1 日より、穀物を除く固体ばら積み貨物（コンテナやドラム缶等の容器に封入されることなく、船舶の貨物区域に直接積み込まれる固体貨物）を船舶で輸送する際において、新たな規制が追加されることが国際海事機関（以下、IMO : International Maritime Organization）の海洋環境保護委員会にて決定されました。

この新たな規制に対応するために、国土交通省では国内法（海洋汚染防止法）の法令改正の準備を行うとともに、規制内容について、固体ばら積み貨物を海上輸送している業界団体の皆様への説明を実施しているところです。本稿では、規制の概要について紹介させていただきます。

1. これまでの経緯

平成 23 年 7 月に開催された IMO 第 62 回海洋環境保護委員会において、マルポール条約¹ 附属書 V の全面的な改正が採択され、平成 25 年 1 月 1 日より海洋環境に有害な物質（以下、HME : Harmful to the Marine Environment）に該当する貨物残渣（貨物荷揚げ後に発生する貨物の残留物）及び貨物残渣を含む洗浄水の海洋への排出が禁止されました。

固体ばら積み貨物が HME に該当するか否かの判断は、国連の化学品の分類および表示に関する世界調和システム（UN-GHS）等に基づいた 7 分類（表を参照）によって行うことが、非強制の条約ガイドラインに規定されており、我が国では本ガイドラインに基づき、7 分類のうち判定が比較的容易である①、②及び⑦について規制を実施したところです。

2. 条約改正

平成 28 年 10 月に開催された IMO 第 70 回海洋環境保護委員会において、HME に関する附属書 V の改正案が採択され、平成 30 年 3 月 1 日より効力を発することとなりました。これに伴い、我が国においても平成 30 年 3 月 1 日より、以下の通り規制が開始されます。

（1）HME 判断基準の強制化

¹ MARPOL 条約（マルポール条約）：船舶の航行や事故に起因する海洋環境の汚染を防止することを目的とした国際条約であり、油、有害液体物質、船舶からの汚水や廃棄物を規制。附属書 V では、船舶からの廃棄物（船内から生じる廃棄物、貨物の残留物など。）を規制の対象としている。

ばら積み貨物の海洋環境有害性の判断において、これまで非強制とされていた表に示される7分類が強制化されることを受けて、国内法（海洋汚染防止法）が改正されます。国内法の改正により、7分類のいずれかに該当する貨物の残渣及び洗浄水はHMEとみなされ、海洋投棄が禁止されるため、船舶の責任において陸揚げ処分する必要が生じます。

（2）荷送人による海洋環境有害性宣言の義務化

荷送人²は、表で示される7分類に基づき当該貨物を評価し、HMEに該当するか否かについて船長に宣言書（デklarレーションレター）を渡すことが義務付けられます。

3. 平成30年3月以降の対応（イメージ）

海上輸送される固体ばら積み貨物の荷送人は、その貨物の中に7分類の①～⑦に該当するHMEが含まれるかどうかを判断し、「HMEであることのデklarレーションレター」又は「HMEでないことのデklarレーションレター」を船長に渡すこととなります。一方、海運事業者が固体ばら積み貨物の輸送を請け負う際には、上記デklarレーションレターの添付を荷送人に対して要求することとなります。

4. 貨物の有害性の判定について

表で示される7分類は、国連の化学品の分類および表示に関する世界調和システム（UN-GHS）に基づくものであり、貨物の成分物質を把握できれば、成分物質についての政府によるGHS分類結果³（有害性の判定結果）及び成分物質の含有率から、貨物がHMEに該当するか否かの判定が可能です。また、UN-GHSで標準化され一般に活用されている『SDS』⁴やUN-GHSを考慮して作成される『WDS』⁵がある場合には、その記載内容から作成することも可能です。

（本件に関する問合せ先）

○国土交通省 総合政策局 海洋政策課

電話：03-5253-8111

² 運送人（海運事業者等）と運送契約を結ぶ者のことであり、この場合、固体ばら積み貨物の輸送を依頼する者が該当する。

³ 「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」（厚生労働省、下記URL）等が利用可能。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

⁴ Safety Data Sheet：有害性のおそれがある化学品を含む製品を他の事業者に譲渡又は、提供する際に、対象化学品等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書。

⁵ Waste Data Sheet：排出事業者は委託する産業廃棄物の適正な処理のために性状や取り扱う際の注意事項等の必要な情報を処理業者へ提供しなければならないという廃掃法の主旨を踏まえ、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載したもの。

担当者：井上（内線 24-362）、伊藤（内線 24-376）

表 HME の判断基準の概要

有害性の項目		HME となる GHS 区分	概要 (※例示)
①	水生環境有害性の急性毒性	1	その物質の濃度が 1mg/L 以下である水溶液中で、 ・ 96 時間で半数以上の魚類（メダカ等）が死ぬ ・ 48 時間で半数以上の甲殻類（ミジンコ等）に有害な影響（しばらく動けなくなる（遊泳阻害）等）が出る ・ 72 時間で半数以上の藻類の生長が阻害される
②	水生環境有害性の慢性毒性	1 又は 2	その物質の濃度が 1mg/L 以下である水溶液中で、 ・ 1 ヶ月程度以上で魚類、甲殻類、藻類に何らかの有害な影響が出る
③	発がん性 ^{注1}	1A 又は 1B	ヒトに対してがんを発生させる（若しくは発生率を増加させる）ことが知られている、又は、おそらく発がん性がある ^{注2}
④	生殖細胞変異原性 ^{注1}	1A 又は 1B	ヒトの生殖細胞に、子供に受け継がれる可能性のある突然変異を引き起こすことが知られている、又は、引き起こすと見なされるべきである ^{注2}
⑤	生殖毒性 ^{注1}	1A 又は 1B	ヒトに対して、生殖毒性（成体の生殖機能、受精能力、若しくは子の発生に対する悪影響）があることが知られている、又は、生殖毒性があると考えられる ^{注2}
⑥	反復暴露特定標的臓器毒性 ^{注1}	1	ヒトに対して、継続的にその物質を飲み込んだり触れたりする（暴露する）ことにより、特定の臓器（肝臓、腎臓、神経系、循環器系等）に重大な毒性を示す可能性があると考えられる
⑦	合成高分子（プラスチック）	-	合成高分子（ポリマー）、ゴム、プラスチック、プラスチック原料（ペレット）

注1：急速に分解せず、高い生物蓄積性を有するものであって、口からの摂取又は皮膚による接触により有害性が生じる（又は摂取経路が特定されていない）ものに限る。

注2：ヒトに関する調査の結果又は十分な証拠となり得る動物試験の結果等から判断。